

議案第 3 2 号

渋川市保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 1 年 2 月 2 7 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市保育所条例の一部を改正する条例

渋川市保育所条例（平成 1 8 年渋川市条例第 1 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

（趣旨）

第 1 条 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 5 条第 3 項の規定に基づき、保育所を設置する。

第 2 条の表以外の部分中「保育所」を「市が設置する保育所（以下「保育所」という。）」に改める。

第 4 条第 1 項中「児童」を「乳児及び幼児（以下「児童」という。）」、「扶養義務者」を「支給認定保護者（子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 2 0 条第 4 項に規定する支給認定保護者をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

条例の評価・見直しの審査結果に基づき、所要の改正をしようとするものである。

渋川市保育所条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p><u>（趣旨）</u> <u>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定に基づき、保育所を設置する。</u></p> <p>（名称及び位置） 第2条 市が設置する保育所（以下「保育所」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。 表 （略）</p> <p>（保育料等） 第4条 保育所に入所させた乳児及び幼児（以下「児童」という。）の保育に要する費用（以下「保育料」という。）は、その支給認定保護者（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。）から徴収する。ただし、市長は、保育料を負担する能力のない者に対しては、その申請によって、保育料の一部又は全部を減額し、又は免除することができる。 2～6 （略）</p>	<p><u>（趣旨）</u> <u>第1条 この条例は、市長が保育に欠けると認める乳児及び幼児（以下「児童」という。）を日々保護者の委託を受けて保育する保育所に関し定めるとともに、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定に基づき保育の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（名称及び位置） 第2条 <u>保育所</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。 表 （略）</p> <p>（保育料等） 第4条 保育所に入所させた児童の保育に要する費用（以下「保育料」という。）は、その扶養義務者から徴収する。ただし、市長は、保育料を負担する能力のない者に対しては、その申請によって、保育料の一部又は全部を減額し、又は免除することができる。 2～6 （略）</p>